



いのちと健康

F 456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
 EL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
 URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

市バス運転士の自殺 上司のパワハラ・えん罪も明らかに 名古屋地裁に提訴!! 決着は裁判で



市バス運転士山田明さん（当時37歳）は2007年6月13日、焼身自殺を図り、翌日亡くなりました。身に覚えのない乗客転倒事故の運転士として警察署に出頭させられ、事情聴取を受け、その直後上司に「事故に関わっていない」というメールを送信し、翌日自殺を図ったのです。

遺族の公務災害認定請求に対し、地方公務員災害補償基金支部も審査会も「どの運転手にもある出来事でたいしたことでない」として公務外としました。交通局と基金支部・審査会は一体で事件をもみ消そうとしています。2月28日「公務外の見直し」を求めて提訴しました。

遺族の声 私どもが進退伺、上申書が見つけれず、公務災害認定請求を行わなかったら、交通局は事件を闇に葬り、隠ぺいしたことになるのです。運転記録（BDCS）は、私どもが詳細に調べなければ、交通局は息子に乗客を転倒させた運転士の汚名を着せて決着したのです。どなたに尋ねても『そんな馬鹿なことがあるのか!』と、言ってくれます。みなさまのご支援をお願いします。

目次

バス運転士地裁提訴	…1
過労死防止署名	…2
大腸ガン検診を 民商	…3
企業解体進む東京電力	…4
退職者にも団交権	…6
東海ブロック三重県版	…7
労災認定の道 ④	…8
外国人労働者の熱中症	…10
地方センター交流集会	…11
職場の労安 各市職労	…12
裁判支援	…14
エッセイ	…15
当面の日程	…16

「過労死防止基本法」署名活動で

カエル弁護士元気に訴える

名古屋過労死家族の会 鈴木 美穂

* 一斉署名活動

久しぶりの署名活動の呼びかけを水野弁護士から頂き、2月16日（土曜）に金山総合駅の南口に於いて開催しました。

一年で一番寒い二月ですが、この日は特に風が強く広場のイベント会場のゴミ袋や、看板が飛んだりして最悪でした。

以前、東京での防止法の署名活動中にカエル君のぬいぐるみが出ていて、「着てみたい」と言う先生の願いを叶えるべく、東京のカエル君をお借りしました。

交代で着た水野、岩井両弁護士は「これ、いいよ」とお気に入りの様子で、道行く若い娘さんたちが手を振ってくれたり、握手を求めたり盛り上がりました。



人気のカエル君を着てご満悦の岩井弁護士

寒いのと、携帯やスマートフォン片手に歩く人が多く、私たちの苦労や参加人数の割には署名の数は少ない数でしたが、「こんなもんさ、参加

することに意義が有り」という事で終り、センターに移動して総会を開催。

* 家族の会総会

家族の会の立ち上げからお世話になっている水野先生のあいさつの後、議長鈴木で開始しました。

議事は活動報告や会計報告、その他は現在の会費やこれからの代表世話人の交代要望を出して、考えていただくようお願いしました。

去年は、勝利カンパの多くが、皆で参加する院内集会等の旅費で消えています。

今年も、院内集会が2回（3月、6月）と予定されています。動員要請も来ますので、皆様の協力をお願い致します。

また、院内集会や、厚生労働省、基金本部への参加者からの感想や意見を出していただき、次回への参考に名古屋からの意見として出したいと思います。

認定された方は、この会に参加して、アドバイスや交流を持っていただきたいと思います。今回も新しい方が3家族参加いただきました。中には幼いお子さん連れでの方が有りました。

20数年前の自分と重なりました。心細い事と思います。会の仲間と打ち解けて、会員同士が支えられたらと希望しています。

交流会前に昨年秋に、労働基準監督署で認定された榊原さんへの花束贈呈が出来ました。彼女がお礼を述べて、遅くなりましたが、センターの皆さんのお手伝いを頂き、会議室でのおでんパーティーで交流しました。昨年、市販のお弁当で数が揃わず、迷惑かけましたので、今年は私の手作りにしました。何人来てもどうにでも出来るがいいのですが、運ぶのが大変。宮崎さんにお世話になり、大荷物を電車で運んでいただきました。

大量のおでんに、私はしばらくこのメニューは造りたくありません。（笑）

深刻な健康破壊が進む自営業者

大腸がん 1500 人検診を目指す



愛商連共済会は、この春取り組んでいる全会員対象の大腸がん1点検診を

大きく成功させることを目的に、1月20日「いのちと健康を守る学習交流会」を労働会館で開催しました。18民商から65人の参加でした。

紙芝居・クイズも！ 参加型の講演

基調講演は、名南病院辻村医師より「大腸がんについて」と題してお話していただきました。スライド(パワーポイント)を使った先生自作の紙芝居や、時折クイズも挟んでの講演は、聞く方も参加型の講演で楽しいものとなりました。

講演では、肺がん(6万人)胃がん(5万人)などが減少傾向にある中、大腸がんが年間4万人の死者を出し、20年前の2倍になっていること。早期に発見するには便潜血検査が有効であることが話されました。

男性の2人に1人、女性の3人に1人が一生のうちにガンにかかる時代で、ガンを告げられるともう人生が終わったように悲観的に考える傾向があるが、多くの場合、ガンが発見されて本当の人生が終わるまでには何年もの期間があり、「ガンは慢性疾患」とさえいわれていることを、ジャーナリストの鳥越俊太郎氏(直腸ガンなど)、王貞治氏(胃ガン)などガンを告知されても活躍されている例を示して話されました。

「再検査」も重視 5,000 円の補助を

その後、鈴木理事長が、学習交流会への報告と問題提起を行いました。前回は申し込みが

愛商連共済会理事長 鈴木 義一

1500人余で、実際の受診が986人にとどまった。そのうち要精検とされた48人のうち再検査が12人だったことが報告されました。

今回は必ず1500人以上の受診で成功させ、併せて、万が一要精検とされた人にも“受けっぱなし”にするのではなく、必ず再検査を受けるように会員同士の声かけの重要性が強調されました。今回も再検査を受けた人には5000円の特別補助を行い、再検査を推進していきます。

次回につながる好評な学習会

午後からは「糖尿病及び生活習慣病について」(講師 名南病院 村山康博薬剤師)、「中小業者のためのメンタルヘルスケア」(講師 藤田保健衛生大学 内藤宏教授)「大腸がん検診推進のために」の3つの分科会でそれぞれ学習、テーマについて深めました。

参加者からは「講演をもっとたくさんの人に聞いてほしいと思うほどいい話だった」、「楽しく、また説得力のある講演に感心しました」、「学習会としてとても満足しました」などの感想が寄せられ、大変好評な学習交流会となりました。



人材流出・企業解体進む東京電力

事務局 近森泰彦

*残るか、辞めるか・東電社員

福島原発事故から 2 年が経過しました。政府・原子力村利権者は「もう過去の出来事」と幕引きし原発を稼働しないと電気料金は維持できない、競争力を待った経済再建の妨げになるなどと合唱を始めています。しかし国民の過半数は「原発廃止」を支持しています。このねじれを配慮せずに自公政府が再稼働に踏み切れば次の選挙で洗礼を受けることは目に見えています。東京電力は性懲りもなく主力電源の柏崎刈羽原発（7基で821万kw、世界最大規模、2007年中越沖地震で火災など重大損傷発生、停止中）などの運転再開を狙っています。

東京電力内部で今何が進行しているか聞き及んだ情報から少しお伝えします。NPOエネルギー労働者連帯する会（東京、関西、中部各電力の労働者有志で組織）は継続的に東電内部の動き、福島原発現地の状況をフォローし情報を提供しながら脱原発運動に加わっています。代表者会議（2月）で出された報告をもとに記事をまとめました。

はじめに東京新聞記事から紹介します。「東京電力に人材流出が止まらない。原発事故で批判が高まった11年度から増え始めた。11年度は465人で前年度の3・5倍に急増。12年度は11月末で391人と勢いが増し広報担当者は、歯止めが止まらないと話す」（2013・1）その後も若い技術者の流出は続いています。

職場は火の消えたような雰囲気、電気料金値上げと抱き合わせで賃金カット、実力主義徹底が今年から始まりました。全社員に今年から年俸制が適用され一般職（40歳前後）

は400～500万円程度と以前の6割程度に引き下げられますが今後のことはわかりません。居住者がいるままで社宅売却を居住者

には「生活困窮者」特別貸付金（50万円）を設けて強行しています。「東電はもたない」とあきらめて企業年金を一時金で受け取る人が急増しているようです。



福島第一原子力発電所事故
2011年3月16日撮影

wikipediaより

*会社組織の解体進む

会社の組織改革が政府管理のもとで動き始めそれをまとめた「電力システム改革」を出しました。改革案によれば15年度に送配電部門への規制などを取り込んだ新規組織への移行、16年度には小売全面自由化、17年には料金規制の撤廃と送配電部門の法的分離などをスケジュールに乗せています。

この動きに対する批判を元東京電力人権裁関係者が発行しているニュース『電力東京連絡会』（108号、2012年11月号）からお伝えします。

「東電は賠償除染費用を支援の上限5兆円をはるかに超える10兆円規模に達するとみて・・・このままだと長期事故処理会社か電力公社にされると危機感を強調しこれでは社員のやる気は出ないといいます。新経営方針は収益基礎づくりとして15年から順次、燃料・火力、送配電、小売などの社内カンパニーが導入されます。カンパニー間の競争とコスト管理を強めるとしています。東電には新たな火力発電所建設資金がありませんので建設を受注した、発電企業（会社）から電力を購入することになります。一方、原発推進は変わりません。新方針には福島第一原発1～

4号機の廃炉以外はすべて供給計画に織り込み、世界最高の安全意識と技術的能力を有する組織として生まれ変わるとしています。原発ゼロで国民とともに歩むことこそが新生東電の唯一の道ではないでしょうか」

* 存在許せん・東電労組

東電労組はどうでしょうか。今年の新年あいさつで委員長は「職場に溜まっている不満を解決することが今の組合にも会社にも十分にはできません」、「労働組合の役割は雇用と労働条件を守ることですがそれだけではありません、と述べたうえで職場を明るくする、働くことが楽しい会社にする。これも労働組合の大切な役割だと思います。などと述べたうえで、原発に関しては何の反省もせず推進姿勢を変えていません。委員長が直接自分の言葉で語るのを避けて「原発ゼロで日本は滅ぶ」（中川八洋筑波第名誉教授）の購読呼びかけをこれに変えています。曰く「中川教授は東電労組からの要請で全国電力総連三役会議にて講義を行っている。教授の強烈な個性が表れているこの一冊ぜひ購読していただきたい」東電労組委員長にとって一番大事なのは安定したポジションだけなのか。

大飯原発の再稼働を強行した関西電力も電気料金値上げと賃金5%カット、夏のボーナス0、保養所全廃などを一体のものとしてあわただしく決めました。原発依存経営はいったん事故あれば国土を無住の荒野に変えるにとどまらず人々の暮らしを根こそぎ奪ってしまう。これほど明白な事実を突き付けられても当座の利益のみに突き動かされるとは・・。

私は電力が生き延びるモデルは原発なしにやっている中部電力だということがあります。ただし浜岡原発の再稼働をあきらめ撤去することが大前提ですが。



H P 「浜岡原発は本当に大丈夫なのか？」より

3号機の排気塔と、右側の建物は1、2号機建屋

第34回 トヨタ総行動



トヨタ総行動（主催はトヨタ総行動実行委員会）が2月11日、豊田市山の手公園に約1000人が集い、トヨタ自動車に向けて集会とデモ行進が繰り広げられました。

愛知健康センター理事 若月 忠夫

樽松実行委員長が主催者あいさつで、トヨタが下請けに単価切り下げを押してつけていた追加円高協力を撤回すると発表したのは、総行動実行委員会がアンケートを取り、中小企業の切実な声がトヨタを動かしたと述べました。また、大黒全労連議長から激励のあいさつを受けました。最後に、膨れ上がるトヨタの内部留保金の一部を中小企業・労働者に還元することを集会決議案を採択して、トヨタ本社まで40分間かけてデモ行進を繰り広げました。

退職者にも団交権！ 地裁判決が最高裁で確定

アスベスト問題で住友ゴム工業（神戸）に

IHI 連絡会 愛知 加納 博

定年退職した社員のアスベスト（石綿）の健康被害をめぐる団体交渉に、タイヤ製造の大手の住友ゴム（神戸市）が応じなかったことで争われた訴訟の判決で、退職者側に勝利的な判決が下されています。

それは住友ゴム工業の工場内で石綿を使用する工程に携わり、その後1997年及び2000年に退職後に中皮腫を発生した元社員2人及び元社員の遺族1人が労働組合「兵庫ユニオン」を通じ、同社に対し、健康診断や補償制度確立を求め団体交渉を要求したが、同社が拒否。同ユニオンが2006年11月に兵庫県労働委員会に救済を申し立てたが却下されたため、神戸地裁に提訴。2008年12月の一審判決は遺族1人を除く残り2人について団体交渉権を認める司法判断を示す判決を言い渡し、2009年12月の二審判決（大阪高裁）もこれを追認したものです。最高裁も2011年11月11日付で同様判決を下しました。

遺族については元社員本人が、ユニオンの組合に加入していなかったから交渉権がみとめられなかった。提訴の時点に生存していて、加入しておれば交渉権はあったで

.....



あろう。原告団元社員は「企業が一方的に決めた補償制度には不十分な点はあるが、これからは対等の立場で交渉出来る」と強調しています。又関西学院大学（労働法）の教授は「退職から何年たっても紛争が継続していれば団交権が認められることを明確にした妥当な判決である。石綿の健康被害の救済を未解決と位置づけ、企業が労働者との交渉を通じて解決していくべきとしたことにも意義がある」と話しています。

この事実はあまり世間では知られていないので、多くの人々に知ってもらう必要があると思います。特に労働組合に入っていなかった人でも退職後に加入した組合を通じて交渉は可能である。現役中に既存の労働組合に入っていた人はその組合を通じてもいいし、組合が相談の受け入れをしてくれなくても、誰でも加入出来て、相談を受け入れてもらえる組合に加入すれば、交渉のうえ、道は開けます。公務員・教員等をされていた方でも、同様な方法で対処出来ると思われます。被害者は諦めず、迷わずに労働組合や健康センターに相談することだと思います。

.....

居酒屋センター

手作り料理で楽しく懇親を深めました。
ロースクールの研修生が某県「健康センター」事務局のお嬢さんというサプライズもありました。
毎回味な人間関係が楽しみです。
次回は4月12日

職場の同僚が証言

アスベスト労災認定なる

鈴木 美智子

夫は悪性中皮腫で亡くなりました。享年58歳でした。

3年前の今頃、アスベスト問題など自分たちには関係のないことと思っていました。夫の6月にあった健康診断の結果に「右横隔膜、肋骨横隔膜角鈍化」の記載があり、それを持ってかかりつけのクリニックに行きましたが、今思えばそれが病気の症状だったのかも知れません。クリニックでの診察では血液検査等をして頂き、また秋に来るようと言うことでした。

その後、2ヶ月程たったお盆の頃に咳が出始めました。8月末のレントゲン検査で肺に水が溜まっていることで、総合病院で受診しました。その内に咳のため、夜も眠れなくなり入院しました。医師からは悪性中皮腫であること。肝臓へ転位しており手術はできないので抗がん剤治療になる」との説明を受けました。アリムタ・シスプラチンの抗がん治療を2回受けましたが、思うような結果が出ず治療を断念しホズピスへの転院となりました。静かなクリスマスとお正月を過ごし平成22年1月4日に天国へと旅立ちました。

夫は18歳で繊維会社に入社。数年ごとに転勤し、事務職であったことから本人も、いつどこでアスベストに関わったか思い当たらない様子でした。

けれど新聞に発表されていた石綿労災事業所一覧の中に3年勤務した職場が含まれていたことを思い出し、労災申請を決意しました。しかし会社は「事務職であること、大半の業務を事務所で行っていたので、アスベスト曝露を受けた実態を把握で

きないため、事業主証明はできない」との見解でした。

夫が亡くなった後、労働基準監督署へ相談に行きましたが、一緒に仕事をしていた方の証明が必要とのこと。30年も前の仕事のことをどなたにお願いしてよいものやら途方に迷いました。考え悩みこのまま終わってしまうのかと思っていた時にアスベスト東海弁護団主催の電話相談の記事を見つけ、すぐに電話しました。今までの事情を説明し、労災申請の手助けをお願いしました。

中山弁護士、山下弁護士のご協力を得て翌平成23年7月に労災申請を申請しました。職場での仕事内容を、当時の同僚2人の陳述書を作成して頂きました。

ボイラー配管等の保守点検や作業内容などを詳しく表すことができました。平成24年に入り労働基準監督署より「遺族年金支給通知」を受けることができました。

その後、情報開示請求をいたしまして調査復命書他の書類を手に入れました。静かに生活していた私たち家族は、夫の中皮腫という病気と死に直面し、アスベストの恐ろしさとその問題の大変さを実感いたしました。直接アスベストを扱う業務ではない事務職でも、アスベストに曝露する可能性は捨てきれないことを証明することができました。

夫の事例が、何かのお役に立てばと思っています。

弁護団会議の役割

文責 宮崎 脩一

過労死事件を相談するところ

過労死事件に遭遇した家族はどのようにして、労災を請求していけばよいのかわからないことが多いと思います。労災申請は個人でも出来ますが、複雑な手続きや書類を作るのは大変です。

名古屋には「健康センター」があり、相談に乗ってくれますし、強力な「過労死弁護団」があるので、こちらに依頼すると良いと思います。また、遺族の気持ちを理解して、相談にのってくれる「名古屋過労死家族の会」も助け舟になるでしょう。まず、ここにたどり着くのが第一歩です。

弁護士に依頼すると必要な経費は？

弁護士に相談をすると30分で5,000円と言うのが相場です。お金がかかるのが難点です。弁護士に依頼すると、着手金（20～30万円）を支払い、後は実際にかかったコピー代、証紙、事務費、交通費などの実費と勝利したときは成功報酬を支払うことになります。成功報酬は今後7年間に得る収入についても支払わなくてはなりません。

また、事案が困難な場合は追加の報酬が加わります。今は弁護士事務所ごとに値段はちがいますが、契約の時に詳しく説明があります。一般的に裁判で得た金額によって違いますが、その25%程度を支払うことになると思うとおいた方が良いでしょう。

弁護士を依頼して後は弁護士まかせにしても良いかというと、そうではありません。弁護士も依頼人から口やかましく質問し、せ

つつかれないと動きが鈍くなります。いくつもの事件をかかえていますから、当然といえば当然です。

東京で起こったある過労死事件で、東京の弁護士に依頼したら、裁判の公判にも出てこなくて良いといわれ、弁護士任せにしていたら、一部勝利したものの弁護士の支払いをするとほとんど何も残らなかった例があります。弁護士任せはダメです。

力を発揮する弁護団会議

名古屋の過労死弁護団は、経験も豊富で、優秀です。労働弁護団は良心的だし、なにより、個別の弁護団会議に原告はじめ、支援する会の事務局も含めて参加させてくれることが多いようです。この会議で裁判の進め方について皆の知恵を寄せ集め、仕事を分担して裁判の準備をすすめます。



「過労死防止基本法」の署名を呼びかける弁護団

ソフトバンク過労死事件の小出弁護団の例をとって説明すると4名の弁護士と原告と支援する会の代表も参加して弁護団会議をもち、戦術を練る。普通、2時間程度の会議が公判の前に2～3回持たれて、準備をする。法廷の後にも、会議がもたれ、次の作戦が練られる。

損害賠償請求の民事訴訟では争点整理に約2年間15回の弁論準備手続きがあり、結審までに証人尋問を3回と3回の口頭弁論をして結審になった。地裁は敗訴し、高裁に提訴、ここでは9回の公判の後、裁判長の和解案が提示され、3回の交渉の後、和解成立に至った。提訴から約6年、合計29回の公判を行いそのために94回の弁護団会議を行っている。これだけの会議と準備を進めるためには、原告の決意と弁護団の情熱がいかに大切かわかっていただけたと思う。弁護団は証人探しや医師の診断書あつめ、足に障害のあった被災者の通勤状況の調査などにも取り組みました。

ちなみに、喘息で過労死した住友電設の鈴木龍雄さんの場合は、団体生命保険金引渡し請求訴訟で30回の口頭弁論。損害賠償請求訴訟で21回の口頭弁論と10回の和解調停。労災不支給処分取消請求訴訟で地裁23回の口頭弁論と判決、高裁で12回の控訴審と判決を12年かかって合計98回の裁判所通いをこなした。弁護団会議はこの3倍はあっただろうと推定される。トヨタ過労死事件の内野さんは41回の弁護団会議 44回の事務局会議 小池事件では21回の弁護団会議 24回の事務局会議が行われている。

原告に異常な負担を強いる現在の労災認定と損害賠償手続きには大きな問題があります。

マスコミも注目する弁護団声明

過労死裁判の判決で勝利すると、弁護団の名前で声明が出され、マスコミに大きく報道されます。世論を大きくして、勇気のある判決を出した裁判官を激励し、あくどい対応をしてきた企業を世論の批判に晒す役割を果たしています。また、時には、厚生労働大臣や

総務大臣に面会をして、控訴しないように訴えたりすることもあります。

テレビなどの特集で報道されることが度々あります。マスコミを使って正義のための闘いをアピールし、運動を前進させることが重要です。

弁護士が大学で講師をしているときに、過労死事件の原告がレポーターになって大学生に講演をするような取り組みも、少数の大学では行われています。

過労死研究会の活動

名古屋過労死弁護団は年に4回、水野法律事務所で判例研究会を行っている。ここには弁護士や社会保険労務士や原告、過労死家族の会、愛知健康センターや名古屋職業病研究会の人たちが集まって、時には学者や医師も参加して最近の過労死事件の判例を研究している。私たち健康センターのメンバーも、ここで、理論的な勉強をすることができる。過労死裁判で勝利するために知恵を出し合っている。

年一回は全国の過労死弁護団の総会が持たれ、一年間の判例の前進と問題点を総括しています。また、過労死弁護団は6月の父の日の前に「過労死110番活動」に取り組んだり、最近「過労死防止基本法」の制定を求めるための運動に、力を出し合っている。2月16日には金山駅南口でカエルのマスコットのなかに弁護士が入って宣伝と署名に取り組みました。愛知健康センターでは過労死弁護団の若い弁護士と健康センターの事務局蔭との交流をすすめる次の世代に闘い方を受け継ぐための交流会を3ヶ月に一度持っています。安い会費で会食をともにしながら、お互いの経験を交流し人間的な絆を強めています。

嘘とごまかしを跳ね返し、 外国人労働者の熱中症死亡を労災に

笹島日雇い労働組合 大西 豊

健康センターの事務所に『あるすの会』（アジア、南米諸国を中心に外国人労働者の抱える問題について相談に応じる）の方が相談にみえた。「外国人労働者が作業中に熱中症で死亡した。労災申請したい」というものでした。最近「あるすの会」のニュースで労災認定されたことを知り、メンバーの一人笹島日雇い労組の大西さんに文書をいただいた。紙面の都合で抜粋し紹介します。（文責）吉川正春

2011年の8月3日、県道の草刈り工事現場で作業中の労働者（ネパール人）が、午後3時半ころ体調の具合が悪くなった。少し休んで作業を再開したが、午後4時半ころ再び倒れた。作業終了までトラックの中で休ませておき、終了後豊田市の下請け業者の作業場に寄ってから病院に連れて行っただが、既に死亡していた。当日は最高気温32.5度、湿度54～88%、風速0.5～4.0mで、高温多湿で風があまりない日であった。

2012年2月21日に相談を受けて以来、元請け・下請け・孫請け業者、そして発注者の愛知県尾張建設事務所、豊田労働基準監督署に申し入れ、抗議・団体交渉を重ねた。そして8月14日ついに労災認定を勝ち取った。

嘘とごまかしをくり返す関係者

会社の人命無視のひどい対応、ということが背景にあったとしても、結果的に病院に運ばれた時にすでに死亡していたということは熱中症による死亡を立証することを困難にした。

会社側は、被災者が倒れたのは豊田市の下請け

の作業所に戻った後だとし、「作業中の熱中症による死亡でなく、作業所に戻った後、心筋梗塞が突然死で亡くなった」と強弁し嘘をついた。

また、豊田労基署の前任担当官は「従業員5人以下の会社は労災保険の強制加入ではないから事後加入（遡及適用）はできない」とうそっぱちの説明をわたしたちにして、もうすこしのところでそのまま信用し、保険適用をあきらめるところだった。発注者の愛知県が事件を知ったのは2カ月も後であったことが明らかになった。

毅然たる対応が突破口

被災者は日本にくる前の6月8日に出国前の健康診断を受けており、血圧が90－130でした。K医師が診断書を解説し、「最低血圧が90で若干高いこと以外、まったく健康上に問題がない」とした。この入国前健康診断が「心筋梗塞」「突然死」を否定する大きな根拠となった。

さらに、「労災不認定なら裁判を起こす」との意向を明らかにしたことは、県や業者、労基署の対応のまずさが公になるのを恐れた労基署が認定をせざるを得なかった。

労働者雇用責任を追及せよ

労基署も「申告主義」で労災申請書類を受理するまで何もしないのでなく、施主や業者に対して労災のための死亡の可能性を含めて真相究明の指揮をする責務があるのだ。

第1回健康で働くための東海セミナーIN愛知

愛知、岐阜、三重、静岡で働く仲間集まれ、正規も非正規も楽しく働ける職場をめざして

と き 2013年4月27日（土）午前10時～午後4時

ところ 名古屋市金山駅下車 愛知労働会館本館

東海4県に地方センターを

第8回 地方センター交流会

事務局長 鈴木明男

2月10～11日の二日間、倉敷市で行われた地方センター交流会は全国から53名が参加。愛知健康センターは4名で開催県の岡山に次ぐ参加者でした。

現在北海道から九州に至る日本の各地で地域セミナーが開催されています。

ところが東海地域ではセミナーがまだ開催されていません。そこで昨年来、準備会を4回重ね、第一回東海セミナーを来る4月27日に開催します。

そうした準備の中で、進んだ全国の経験を学ぶための目的を持った参加です。幸い静岡や岐阜からも同じ思いで集まって頂き、セミナー開催に一步前進の感を得ました。

ミニ学習会では岡山過労死センターの山本勝敏代表委員（弁護士）から「いじめ自殺事案と裁判闘争」が報告され、そこでは被害者と加害者を取り巻く傍観者（浮動層）がいじめの促進作用になるのか抑止の作用になるのかで大きく影響することを学びました。

今回のテーマは

- ①すべての県にセンターを作ること
- ②後継者育成の推進
- ③救済活動の強化と共同研究
- ④労働局・自治体への要請活動と政策化で



具体的には2月に入って兵庫県が27番目のセンターが開設され年内に30のセンターが予定され方針通り前進していることを確認する集会でした。

後継者問題はどの県センターも大きな課題です。同じ分科会で大阪の北口修造さん(77)は若者の中へ入っていくために勤労者通信大学などで関心のある後継者を捜す事の重要性や労安活動は労使参画で行えるように力をつける重要性を述べられました。予定していた後継者が突然亡くなったり、定年延長で先送りとなる中で北口さんは大健闘。大阪センターの事務局長に返り咲きです。(代行)

いのちと健康の取り組みに定年はない。「終生現役」と、私の思いと重なるいい発言でした。

盛り上がった交流会

90歳になっても頑張ろう

事務局 荒木照世

前回の集会では18都道府県のセンター確立だったが、今回は集会直前に結成された兵庫県を含め27都道府県になり、健康センターの役割の重要性が増す中で確実に前進していることをまず感じた。

さらに3年間延長されたものの2015年までにはすべての都道府県での地方センターの確立をするため、「プロジェクト」を立ちあげて未確立県の全労連や民医連とも相談しながら頑張っている様子が直に伝わってきた。

愛知健康センターはすでに1991年7月に結成され、活動をしている。私も事務局員として参加して2年になる。団塊の世代が現役を引退する「2007年問題」という後継者育成の課題があったが、逆に退職してから健康センターの事務局を担う人も増える。年金の削減と共に退職年齢が上がるので、皆さん90歳までは長生きして頑張ろうと元気の出る集会でした。

名古屋市役所における 職場の安全衛生活動



名古屋市職員労働組合副委員長 奥村敏男

1 中央安全衛生委員会の取り組み

中央安全衛生委員会は、交通局、上下水道局、病院局の企業局を除く市長部局を対象に事業主側委員と職員団体側の委員それぞれ13名と産業医1名で構成されています。委員会の開催は現在2カ月に1回、時間内に開催されています。

主な取り組みは、安全管理では安全管理士による現場における作業方法の職場診断を23年度は2か所実施しました。また、衛生管理では産業医によるVDT機器の適正配置や職場における安全衛生管理状況などの巡視を2か所実施しました。実施した結果は委員会に報告されて、必要に応じ改善策などを論議し対応しています。

健康管理については、定期健診を5月～8月に市内の区役所など45か所で実施し、職員が受診しやすい体制をとり未実施者をなくすよう取り組みをすすめています。23年度の実施率は94.8%でした。未実施者に対する対応として、個別に所属を通じて、参加しやすいように幅広く日程を設け管理センターで受診させています。

2 メンタルヘルスの取り組み

中央安全衛生委員会にメンタルヘルス分科会を設置し、課題の解決のに向けた議論と対策などをすすめ、重要な取り組みとして位置付けています。

8月にはメンタルヘルス推進月間を設け、総務局安全衛生課が、管理職を中心に研修の実施、『働きやすい職場づくりに』について庁内放送の実施、職員全員を対象に『ストレスチェック』の実施、自らがストレスに気づき対処できるように「メンタルヘルスカード」の配布や「安全衛生だよりの発行」などを集中的に取り組んでいます。

平成21年度には、「名古屋市職員の健康づくり計画」に基づき、10年間の基本計画と5年間の実施計画を策定しました。（資料）

計画は3つの基本方針と5つの目標を設定し、職員の意識を高め、職場での安全衛生委員会などを通してメンタルヘルスの活動を強化しています。

3 今後の課題

メンタルヘルス対策においては、休職者数は減少傾向にありますが、130人を超える現状を減らすことが求められています。職場での人員削減などによる労働密度が高いことも一因と考えられるため、労働組合としての労働条件改善に向けさらに運動を進めていく必要があります。

禁煙対策においては2割の喫煙率となり、減少傾向ではありますが、喫煙者がいる状況です。禁煙は病気治療として喫煙者に意識を高めてもらい、早期に禁煙に向けた取り組みを進めていく必要があります。職場での様々な問題を解決するためにも、安全衛生委員会での取り組みをさらに進めていくことが求められています。

心の健康づくり 実施計画（5年間）

<目 標>

- ①休職者を前年度より減少させる
- ②休職日数を前年度より減少させる
- ③再発率を 15%以内にする
- ④メンタルヘルス研修受講率を 100%にする
- ⑤総合健康リスク 120 以上の職場を前年度より減少させる

目標	指 標	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①	精神疾患による休職者数	139人	146人	159人	163人	148人	134人
②	平均休職日数	405日	465日	476日	522日	526日	448日
③	復職者の再発率(※)	20.3%	18.3%	18.3%	13.1%	12.2%	15.4%
④	研修受講率	部長	—	70.0%	75.4%	80.0%	72.0%
		課長	82.1%	75.5%	76.5%	77.6%	80.1%
⑤	総合健康リスク 120 以上の職場割合	13.5%	16.7%	16.7%	9.4%	13.5%	12.9%

(※)再発率:復職日から6か月以内の再休職率

「いのちと健康」ニュースの増刷について

昨年末の総選挙は国民のわずか 27%の得票で6割の議席を獲得した自民党とその流れをくむ維新などが小選挙区制の効果の上に議席を占めました。また、最近では「ブラック企業」がのさばり働くもののいのちと健康が脅かされています。愛知健康センターは結成以来、その時々の労働安全衛生の取り組みの情報を「いのちと健康」ニュースとして会員の方々を始め友好団体、関係行政等にお届けしてきました。

健康センターは社会情勢を働く人々の目線で切り開くために、とりわけ団体会員についての見直しを提起しました。そしてそれぞれの団体の本部、支部、分会などを通じてすべての構成員に「いのちと健康」ニュースを届け、読んで頂くことにしました。幸い、調査段階で各団体から積極的な回答を寄せて頂きました。その結果、全体では 900 部から 2000 部体制となりました。

これを機に内容についても順次改善を進め、個人会員の拡大にも力を注ぎたいと思っています。趣旨をご理解いただき、ご意見や投稿など一層のご協力をお願い致します。

労働運動の中心的な課題である労安活動をすべての労働現場でおおせいな取り組みが進みますように願っています。

事務局一同

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。

公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目しています。あなたも傍聴に参加してください。

また、署名にご協力ください。

刈谷市職員過労死の過労死事件

4人の職員が3人に減員。上司2人が美術館初めての職員で過大な業務に対応。過労死

天国の倉田康弘さんに、“しっかり頑張ったよ”と、「終結集会」を6月16日に刈谷市で行います。支援いただいたみなさんにお礼の報告集を発行します。

鳥居裁判—最高裁

豊橋市中学教員部活動中に倒れ、公災認定を求める

毎月、最高裁への要請行動(2月は20日)を行い「上告受理棄却」の要請署名を取り組んでいます。3月24日、豊橋市職員会館で上告審学習会を行います。

関岡パワハラ自死事件—中央審査会

寺井土木取締役、パワハラで自死労災申請

2月21日弁護士会議を開き、関係者への聞き取りや西三河県事務所を訪れるなど、新たな証拠捜しに取り組んでいます。

新日鉄住金 名古屋人権裁判

新日鉄労働者の労災付加給付、処遇格差改善を求めた裁判

次回、鳴海さんは3月11日14時30分から

手塚さんは3月22日11時30分から。

何れも原告側陳述書を提出

「支援する会」への加入と署名を呼びかけています。

吉田裁判—地裁

アイシン労働者腱鞘炎で労災裁判、私傷病解雇

2月19日裁判で宇土医師の反論書を書いた医師が参照とした「ビデオ」は実際の作業とほど遠いも

のであることがわかり、次回この意見書の反論を提出します。次回は4月23日13時10分から。

高比良裁判—地裁

デンソー労働者労災認定、会社に損害賠償裁判、

次回は4月16日13時10分から、会社側の準備書が提出される予定。

原田パワハラ自死事件—地裁

社長の暴力で自死、労災は認定、損害賠償請求

2月6日の裁判で双方にあらたな準備書面はないこと、証人申請は行わないことが確認されました。裁判長から和解の協議が打診されましたが、被告側は難しいが検討するとの態度でした。次回は3月27日11時から

市バス運転士山田事件—地裁

パワハラで自死、公災申請

2月28日名古屋地裁に「取り消し」を求めて提訴を行いました。3月25日(日)基金本部の口頭審査会が行われます。支援する会の組織強化のご協力を。

イラク派遣池田元自衛官被災、損害賠償裁判

派遣中の事故、治療放置、公災打ち切り、パワハラで退職。身障4級。国を相手に損害賠償請求

次回は3月15日11時30分から。国側の準備書面が提出される予定。

80歳になってもチェロを弾いていたい

健康センター事務局 今枝 正昭

チェロと付き合いだして12年になる。人生の12年といえは長い。「小学校6年、中学校3年、そして高校の3年間もチェロを勉強したら、さぞかし上手だろうと、思うでしょう。残念なことに、始めたのが還暦の60歳。習熟するのに時間がかかること、かかること。やっと、「チェロを弾くんですよ」と素直に話せるようになりました。

いま使っているチェロは、1900年ごろフランスのオルレアンで製作された年代物です。ふくよかな音がするので愛用していましたが、扱い方を誤って壊してしまいました。楽器も高齢だから、新調も覚悟しました。「ひび割れがひどい表板を、相応なモノに取り替える方法もあるよ」というアドバイスを聞いて、楽器屋さんに持ち込みました。

「チェロは、全体でひとつの人格みたいなモノで、一部を取り替えても、うまくいきませんよ」「いい弦楽器は、何度も修理されて、補修されながら後世に残ってきたのです。補修費は相当かかりますが、元の楽器の値段ほどにはなりません。修理しませんか」と、提案されました。



チェロは長く使っていると愛着が湧きます。どんなモノにも当てはまることですが、チェロの場合は人間的な親近感がひとしおです。表板が悪いからといって取り替えることはできない。これは夫婦間の関係でも同じだと思うのです。チェロの人間臭さにますます愛着を感じるのです。

チェロの主だって大きな事は言えません。つい先日、自転車でこけて、股関節を骨折、全治2ヶ月の診断。高齢に加えて、この障害。まるでチェロと同じではないか。半年かけて修理されてくるチェロと仲良く付き合い、80歳になったときにも、このチェロを弾いていたい、と思うこの頃です。

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
3月1日(金)	東海セミナー準備会	14:00 労働会館2階会議室
2日(土)	「強いられる死のない社会」シンポジウム	13:00 名古屋YWCA
3日(日)	反原発集会(過労死防止署名行動)	10:00~16:10 久屋市民広場
	名古屋労災職業病研究会ワークショップ	13:00 国際センター
4日(月)	事務局会議	10:00 事務所
	脱原発懇話会	18:30
7日(木)	過労死防止基本法制定を求める院内集会	13:30 東京・議員会館
	三菱電機派遣切り裁判学習会	18:30 労働会館2階会議室
8日(金)	アスベスト連絡会議事務局会議	14:00 事務所
	新日鐵人権裁判事務局会議	18:00 事務所
11日(月)	新日鐵・鳴海裁判	14:30 名古屋地裁
	西三河くらしと健康健康ネットワーク	18:30 安城地区労
12日(火)	新日鐵人権裁判役員会	16:00 労働会館2階会議室
	労安学校実行委員会	18:30 事務所
15日(金)	イラク派遣自衛隊員(損害賠償)裁判	11:40 名古屋地裁
16日(土)	アイシン・吉田裁判弁護団会議	10:00 共同法律事務所
18日(月)	事務局会議	10:00 事務所
19日(火)	倉田さん支援する会事務局会議	19:00 刈谷民商
	梅村裁判	13:30 名古屋地裁
22日(金)	新日鐵・手塚裁判	11:30 名古屋地裁
24日(日)	鳥居裁判上告審学習会	13:30 豊橋市職員会館
25日(月)	市バス・山田さん公務災害認定中央審査会	13:30 東京
26日(火)	信金・鈴木裁判	14:00 名古屋地裁
27日(水)	メイコウアドバンス・原田(損害賠償)裁判	11:00 名古屋地裁
29日(金)	名古屋駅共同宣伝行動	18:00 名古屋駅前ミッドランドスクエア前
4月1日(月)	事務局会議	10:00 事務所
10日(水)	全国センター理事会	東京
11日(木)	愛知健康センター理事会	18:30 労働会館2階会議室
12日(金)	居酒屋センター	18:00 事務所
14日(日)	労働負担研	浜松
15日(月)	事務局会議	10:00 事務所
16日(火)	デンソー・高比良裁判	13:30 名古屋地裁
17日(水)	栄総行動	12:00 栄広場
18日(木)	岐阜ニチアス裁判	10:30 岐阜地裁
21日(日)	名古屋市長選挙	
22日(月)	伊那食品工業(寒天工場)見学会	
23日(火)	アイシン・吉田裁判	13:10 名古屋地裁
27日(土)	健康で働くための東海セミナーin愛知	10:00~16:00 労働会館2階会議室
5月1日(水)	メーデー	10:00 白川公園
3日(金祝)	憲法会議	13:30 名古屋市公会堂
7日(火)	事務局会議	10:00 事務所
20日(月)	事務局会議	10:00 事務所